



市税など期限内納付・自主納税を！

問 税務課 納税係 ☎75-6115

市税は、納税者のみなさんが、定められた期限内に自主的に納めるものです。このことを自主納税制度といい、市税に限らず税金本来の姿です。

多久市における令和5年度の市税などの納期は次のとおりです（各納期の月末が納期限です）。

※納期限の月末日が土・日曜日、祝日の場合は、その翌日が期限日となります

※12月納期分は12月25日が期限日となっていますので注意してください

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・県民税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税		1期		2期					3期		4期	
軽自動車税（種別割）		全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

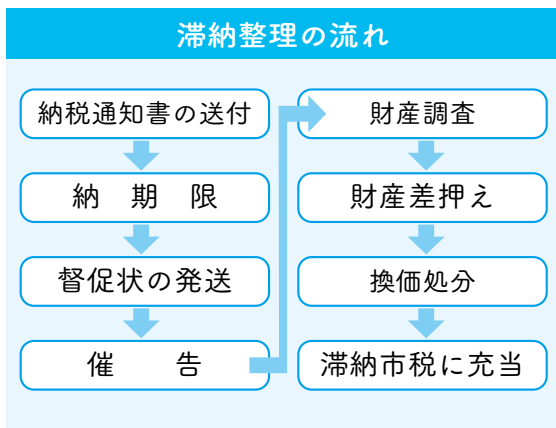
お知らせ

納税には便利で確実な口座振替を利用してください（希望する税目を指定できます）

口座振替は、指定した口座から自動的に引き落とされるので、銀行などに出向く手間や、つい忘れるということがなく、とても便利です。

滞納整理の流れと期限内納税・自主納税のお願い

滞納整理の流れ



●滞納整理とは

納税者が納期限までに市税などを納付しないときに、督促状などによる納税の告知や差押え、交付要求などを行いながら、滞納を完結などに導く一連の流れをいいます。

●滞納処分とは

市税などが納期限までに完納されない場合に行う行政処分です。滞納者の財産を差押え、これを換価して税の未納金額、督促手数料などに充当することをいいます。

○納税は憲法で定められた国民の義務です。

○税金は市民のみなさんに行政サービスを提供する上でなくてはならない財源です。期限内納税・自主納税をお願いします。

○納期内に納付される多くのみなさんとの公平性を保つため、差押えなどの滞納処分を行います。

軽自動車税の減免要件を一部緩和します

問 税務課 市民税係 ☎75-2126



身体等に障害がある人の軽自動車税の減免について、令和5年度より家族運転にかかると要件を一部緩和します。使用目的・使用回数の要件を廃止し、軽自動車を日常生活の移動に使用する場合を対象とします。通院や通学等の証明書の提出も不要となります。くわしくは、市のホームページまたは税務課市民税係でご確認ください。